

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	18 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	11 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	31 件
国民年金関係	12 件
厚生年金関係	19 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年11月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年11月から40年3月まで

私は、申立期間当時、両親と同居して注文紳士服の仕立販売をしていた。国民年金は、集金人と母親に勧められて加入手続を行ったが、両親は私よりも前から加入して保険料を納付していた。

当時、集金人には母親が納付していたが、私が納付することもあった。

いつも3人分一緒に納付していたはずであり、私のみ申立期間の保険料が未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料が未納とされているのは申立期間のみであり、かつ、5か月と短期間である。

また、申立期間の前後の期間は納付済みとされているのに、申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

さらに、申立期間の保険料を納付したとする申立人の母親は、申立人の父親と共に国民年金制度発足当初から国民年金に加入（特に父親は任意加入。）して保険料を未納無く納付しており、保険料の納付に対する意識が高い家庭であったことがうかがわれる上、申立人の分と一緒に保険料を納付していたとする申立人の両親は申立期間の保険料が納付済みとされているのに、申立人のみ同期間が未納とされているのも不自然である。

加えて、申立人の申立期間における保険料の納付方法、保険料額に関する記憶も当時のA市における状況と一致している。

このほか、申立期間を含む昭和39年度の保険料に係る納付記録について、

社会保険庁の記録とA市の記録との間に齟齬^{そご}があったことから、平成19年11月に社会保険庁の記録が訂正されており、申立人の納付記録が適切に管理されていたとも言い難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年1月から同年3月まで

長年勤めた会社退職時の説明会で国民年金加入の必要性を聞いたので、平成7年1月上旬ごろに自分の国民年金加入手続と妻の種別変更手続をA市役所で行った。その後、送られてきた納付書で妻が毎月二人分の国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間について、妻の保険料納付だけが記録され、私の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間である。

また、申立人は、平成7年1月上旬ごろに自らの国民年金加入手続及びそれに伴う申立人の妻に係る種別変更手続をA市役所で行ったとしており、申立人の妻については当該変更手続が同年1月10日に行われた旨が同市の保管する国民年金被保険者名簿で確認できることから、申立人の主張に不自然な点は見受けられない。

さらに、申立期間において国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻は、送付された納付書により夫婦二人分の国民年金保険料を毎月納付したとしており、申立人の妻の保険料は、その主張どおり毎月現年度納付されていることが社会保険庁の納付記録により確認できることから、申立人のみが加入手続がなされず、かつ、保険料が未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年10月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年8月から37年3月まで

昭和36年に私が会社を退職し自営業を始めたころ、役所の女性職員がA市B区の自宅を訪ねてきて私たち夫婦に国民年金に加入するよう勧めた。その当時、生活に余裕が無かったので加入することを一度は断ったが、翌月に再度その職員が訪ねてきたので仕方なく加入し、その場で現金で保険料を納付したことを鮮明に覚えている。このため、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できず、保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、昭和36年にA市B区で国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は連番で39年2月に同市C区で払い出されており、申立人夫婦が所持する国民年金手帳には同区の住所が記載され、発行日は38年12月20日と記載されているほか、申立期間当時に同市B区で申立人夫婦に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

以上のことから、申立人夫婦の国民年金加入手続は昭和38年12月ごろに行われ、その際に35年10月までさかのぼって資格取得（申立人については、平成4年に厚生年金保険被保険者期間が判明したため、資格取得日を昭和36年8月30日に訂正。）したものと推認され、申立期間当時には未加入であったことから、その当時に保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、申立人夫婦は、昭和36年に集金人が来訪して国民年金に加入し、以降集金人に保険料を納付したと記憶しているが、A市において集金人制度が発足したのは37年11月であるほか、申立人夫婦は申立期間の直後の同年4月か

ら 38 年 12 月までの保険料を 39 年 4 月と同年 8 月に郵便局で過年度納付したことを示す領収書を所持しており、申立人夫婦の記憶と相違する。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

一方、申立人夫婦の国民年金加入手続が行われたと推認される時点では、申立期間のうち、昭和 36 年 10 月から 37 年 3 月までの期間を含む 36 年 10 月から 38 年 3 月までの保険料を過年度納付することが可能であった。

また、申立人夫婦は共に、申立期間後の国民年金保険料は 60 歳に到達するまですべて納付しており、しかも、社会保険庁が保管する申立人夫婦の被保険者台帳（マイクロフィルム）では、昭和 47 年度から 58 年度までの保険料がすべて現年度納付されたことが確認できるなど、申立人夫婦の保険料納付意識は高かったものと認められる。

このほか、上記のとおり、申立人夫婦共に昭和 37 年度の国民年金保険料を過年度納付しており、加入手続の時点で過年度納付可能であった期間のうち当該期間の保険料のみを納付し、昭和 36 年 10 月から 37 年 3 月までの保険料は納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 36 年 10 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年10月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

昭和36年に夫が会社を退職し自営業を始めたころ、役所の女性職員がA市B区の自宅を訪ねてきて私たち夫婦に国民年金に加入するよう勧めた。その当時、生活に余裕が無かったので加入することを一度は断ったが、翌月に再度その職員が訪ねてきたので仕方なく加入し、その場で現金で保険料を納付したことを鮮明に覚えている。このため、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できず、保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、昭和36年にA市B区で国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は連番で39年2月に同市C区で払い出されており、申立人夫婦が所持する国民年金手帳には同区の住所が記載され、発行日は38年12月20日と記載されているほか、申立期間当時に同市B区で申立人夫婦に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

以上のことから、申立人夫婦の国民年金加入手続は昭和38年12月ごろに行われ、その際に35年10月までさかのぼって資格取得（申立人については、平成14年に脱退手当金支給済みの厚生年金保険被保険者期間が判明したため、資格取得日を昭和35年12月30日に訂正。）したものと推認され、申立期間当時には未加入であったことから、その当時に保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、申立人夫婦は、昭和36年に集金人が来訪して国民年金に加入し、以降集金人に保険料を納付したと記憶しているが、A市において集金人制度が発

足したのは37年11月であるほか、申立人夫婦は申立期間の直後の同年4月から38年12月までの保険料を39年4月と同年8月に郵便局で過年度納付したことを示す領収書を所持しており、申立人夫婦の記憶と相違する。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

一方、申立人夫婦の国民年金加入手続が行われたと推認される時点では、申立期間のうち、昭和36年10月から37年3月までの期間を含む36年10月から38年3月までの保険料を過年度納付することが可能であった。

また、申立人夫婦は共に、申立期間後の国民年金保険料は60歳に到達するまですべて納付しており、しかも、社会保険庁が保管する申立人夫婦の被保険者台帳（マイクロフィルム）では、昭和47年度から58年度までの保険料がすべて現年度納付されたことが確認できるなど、申立人夫婦の保険料納付意識は高かったものと認められる。

このほか、上記のとおり、申立人夫婦共に昭和37年度の国民年金保険料を過年度納付しており、加入手続の時点で過年度納付可能であった期間のうち当該期間の保険料のみを納付し、昭和36年10月から37年3月までの保険料は納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年10月から37年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年12月から53年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月から53年6月まで

私は、結婚してA町へ転居した時に、同町で国民健康保険と国民年金に加入した。妻と二人で国民年金保険料を納付していたが、妻のみ納付記録があり、私の分が未納ということは無いので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録及びA町の記録では共に、申立人は昭和48年7月に国民年金の資格を喪失した後、申立期間中に資格を再取得した記録は無い。

しかし、申立人は、A町へ転居した際に、住民異動届と同時に、国民健康保険と国民年金の加入手続を行ったと述べている。この点については、同町へ転居して6か月後の昭和49年8月に申立人夫婦の被保険者台帳が同町を管轄する社会保険事務所に移管されたこと、及び同町において夫婦の被保険者名簿が作成されていたことから、少なくとも、同町へ転居時に申立人の国民年金の住所変更手続が行われていたことが確認でき、申立人が、住所変更手続のみを行って、資格再取得の手続を行わなかったとは考え難い。

また、申立人は、申立期間のほかの国民年金加入期間は短期間であるが、一緒に保険料を納付していたとするその妻は、国民年金加入期間415か月のうち、第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続を失念したために納付することができなかつたとみられる期間など5か月の未納があるものの、ほかの期間については、資格種別の変更手続を適切に行い、かつ、任意加入も行うなどして保険料をすべて納付しており、年金制度への理解及び保険料の納付意識は高かつたものと認められる。

さらに、申立人の妻は、申立期間について、昭和 52 年 8 月に厚生年金保険被保険者となるまでの間は国民年金保険料をすべて納付しており、申立人夫婦が、長期にわたり妻の保険料のみを納付し、申立人の保険料を納付していなかったとは考え難い。

加えて、申立人夫婦は、国民年金保険料の納付書を持って自宅を訪れた集金人に納付していたとしているほか、申立人の妻は、集金人に納付できなかった場合は、漁業協同組合へ行って納付していたとしている。この点については、申立期間当時、A 町では、申立人が居住していた地区の保険料の集金を漁業協同組合に委託していたことが確認でき、申立人夫婦の説明に不自然な点は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

愛知国民年金 事案 1677 (事案 1057 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年7月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年7月から41年3月まで

申立期間の国民年金保険料は、当時の雇用主が給与から天引きして納付していたとの申立内容で第三者委員会に申立てをしたが、平成21年2月に、申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできないとの通知文を受け取った。

今回、理容学校に入るまではA市B区役所へ自分で納付に行っていたことを思い出し、理容師の国家試験が終わるまでは雇用主夫婦が納付していたことについて証言を得ることができたほか、新たな資料も見付かったので、申立期間の保険料が納付されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立期間当時の国民年金保険料の納付に関する申立人の記憶が曖昧であるほか、当時の雇用主夫婦は、申立人の給与から保険料を天引きした覚えは無いと説明していたことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成21年2月5日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、今回、申立期間当時の雇用主の妻の証言では、「私たち夫婦の当時の国民年金手帳が見付き、その検認印の状況から集金人に保険料を納付していたことを思い出した。申立人の保険料も集金人に納付していたと思う。」と説明を変更している。

また、申立人及び雇用主夫婦の国民年金手帳の印紙検認記録では、申立期間の直後の昭和41年度の検認日が一致しており、申立人と雇用主夫婦と一緒に保険料を納付していた状況がうかがえること、及び申立人が雇用主に保険料の

納付を依頼していたとする 39 年度及び 40 年度についても、集金人のものとみられる検認印が 3 か月ごとに雇用主夫婦の国民年金手帳に押されていることから、この期間の申立人の保険料も雇用主夫婦の分と一緒に集金人に納付していたと考えられる。

さらに、申立人は、昭和 38 年度の国民年金保険料は自ら納付したとしている。当該年度のうち昭和 38 年 4 月から同年 6 月までの保険料は納付済みと記録されているが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期から、申立人の国民年金加入手続は同年 12 月ごろに行われたものと推認され、加入手続以前の保険料をさかのぼって 3 か月納付したにもかかわらず、以後の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

加えて、社会保険庁が保管する申立人の被保険者台帳（マイクロフィルム）では、当初、昭和 39 年 1 月から 41 年 3 月まで未納と記載されていたものが、38 年 7 月から 41 年 3 月まで未納と上書き修正した形跡があり不自然である上、C 市が保管する申立人の被保険者名簿では、社会保険庁の記録では未納とされている 39 年 1 月から同年 3 月までの保険料は納付済みと記載されており、行政における申立人の年金記録の管理に適正を欠いていた状況が見られる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月

昭和40年3月に会社を退職し、後日、国民年金と国民健康保険の加入手続を行った。申立期間である同年3月の国民年金保険料については、A市B区役所に行った際、区役所に帰庁していた女性の集金人に100円を納付したので、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期から、申立人の国民年金加入手続は昭和40年6月ごろに行われたものと推認され、その時点では、申立期間の保険料を過年度納付することが可能である。

また、申立人は、申立期間を含む国民年金加入期間14か月のうち13か月の保険料は納付済みと記録されており、未納は申立期間の1か月のみである。

さらに、申立人は、国民年金加入期間中も、厚生年金保険の適用が無い事業所に勤務していたため、集金人と会えないことが多く、後日に納付したとしている。この点については、申立人は、昭和41年1月から同年3月までの保険料を同年7月に過年度納付したことを示す領収書を所持しており、同様に過年度納付が可能であった申立期間の保険料も納付していたと考えるのが自然である。

加えて、A市では、区役所の窓口や集金人が過年度保険料を扱うことは無かったとしているが、同市では区役所で過年度納付書を発行することはあったとしていることから、区役所内で納付したとする申立人の記憶が著しく不合理とは言えない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日及び資格喪失日は、昭和33年4月1日及び35年9月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和33年4月から34年9月までは6,000円、同年10月から35年8月までは7,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年4月1日から35年9月1日まで

私には、中学校卒業後、A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。

しかし、申立期間にA社で勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の兄の氏名と同姓同名で、申立人とは生年月日が4日異なる厚生年金保険被保険者記号番号（昭和33年4月1日に資格取得、35年9月1日に資格喪失）が基礎年金番号に未統合となっている。

しかし、申立人の兄には、申立期間の約1年前からA社における被保険者記録（昭和32年6月1日から34年6月1日まで）が確認できることから、当該未統合記録が申立人の兄の記録とは考え難い。

また、申立人と同期入社した複数の同僚は、申立人が中学校卒業後の昭和33年4月1日にA社へ入社し、同僚と同じ内容の業務を行っていたと証言していることから、申立人は、申立期間において同社に勤務していたものと認められる。

さらに、A社は、申立期間当時、従業員はすべて厚生年金保険の被保険者であった旨回答している。

加えて、複数の同僚は、「当時、A社には、申立人と同姓の従業員は、申立人兄妹しかおらず、未統合記録と同姓同名の従業員は兄のみであった。」と証言している。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該未統合の被保険者記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であり、申立人のA社における資格取得日は昭和33年4月1日、資格喪失日は35年9月1日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、当該未統合の被保険者記録から、昭和33年4月から34年9月までは6,000円、同年10月から35年8月までは7,000円とすることが妥当である。

愛知厚生年金 事案 1601

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成15年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年3月31日から同年4月1日まで

私は、A社で平成14年7月22日から15年3月31日まで9か月間勤務していたが、社会保険庁の記録によると、厚生年金保険被保険者資格の喪失日が同年3月31日とされ、8か月分の記録になっている。確かに同日まで勤務しており、厚生年金保険料が控除されている給与明細書も残っているので、記録を訂正し、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書、雇用保険の記録及び健康保険喪失連絡票により、申立人が、平成15年3月31日までA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額及び平成15年2月の社会保険庁の記録から、36万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社が保管する厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、申立人の資格喪失日が平成15年3月31日と届け出られていることが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を平成2年10月16日に、資格喪失日に係る記録を同年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年10月16日から同年11月1日まで

A社C支店が稼働したのは、平成2年11月1日であるが、実際は同年10月16日から勤務しており、同年10月の保険料も控除されている。健康保険は、A社B支店で申立期間の被保険者資格を取得しており、同年11月1日からは同社C支店で資格を取得している。

しかし、厚生年金保険は、平成2年11月1日に初めてA社C支店で資格を取得したことになるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び給与台帳により、申立人は、平成2年10月16日からA社C支店に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、社会保険庁の記録では、申立てに係るA社C支店は、平成2年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間については適用事業所ではなかったものの、A健康保険組合は、「申立人については、A社B支店において申立期間の被保険者記録が確認できる。」旨回答している上、A企業年金基金は、「申立期間における申立人の基金加入記録は確認できないが、A社B支店の届出漏れではないか。」と回答しているところ、同社B支店は、昭和63年4月27日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる

ことから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録は、同社B支店における被保険者記録とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与台帳の保険料控除額及び平成2年11月の社会保険庁の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについて不明としているが、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和41年11月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかではないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年11月21日から42年4月1日まで
私は、昭和39年3月30日にB社に入社した。昭和42年に会社が合併し、A社になった後も働いて、45年4月1日まで勤務していた。同僚のCさんと一緒に行動していたが、41年11月20日に退社した覚えは無い。調査をし、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、B社において昭和39年3月30日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、41年11月21日資格喪失（資格喪失日を42年4月1日から41年11月21日に^{そきゆう}遡及訂正。）後、42年4月1日にB社を承継したA社において資格を取得しており、41年11月21日から42年4月1日までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、B社及びA社の厚生年金保険被保険者記録が認められる複数の同僚が「申立人はB社及びA社に継続して勤務していた。業務内容及び勤務形態の変更は無かった。申立人と一緒に行動しており、出張する時も一緒に、途中でいなくなることは無かった。」と証言していることから判断すると、申立人が昭和41年11月21日にB社からA社に転籍し、その後は、同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人と同時期にB社からA社に転籍した同僚全員が、B社の厚生年

金保険被保険者資格の喪失日と同日にA社で資格を取得し、厚生年金保険の記録が継続していることから、申立人のみ保険料を控除すること無く、勤務させ続けたとは考え難い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和42年4月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料が無く不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかではないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

愛知厚生年金 事案 1604

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和43年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年10月31日から同年11月1日まで

私は、A社B支店に昭和43年4月1日に入社し、同年11月1日付けで同社C支店に転勤した。同一会社内の転勤であり、退社してC支店に入り直したのではない。厚生年金保険料を1か月控除されなかったことも無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の証言から判断すると、申立人が昭和43年4月1日からA社に継続して勤務し（同年11月1日に同社B支店から同社C支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和43年9月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料が無く不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和43年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年10月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛知厚生年金 事案1605

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和44年11月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月21日から同年12月23日まで

昭和44年11月21日にB社の厚生年金保険の被保険者資格が喪失とされているが、私は、同社からA社に異動するまで途切れることなく、勤務していた。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の同僚の証言、同僚の保管する給与明細書及び雇用保険の記録から、申立人がB社及びA社に継続して勤務し(昭和44年11月21日にB社から系列事業所であるA社に異動。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和44年12月の社会保険事務所の記録から、7万6,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社は、昭和44年12月23日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間については適用事業所ではないものの、商業登記簿によれば、同社は、同年11月17日に株式会社として設立登記されており、5人以上の従業員が常時勤務していたことが確認できることから、申立期間において当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社

を承継するC社は、特段の理由を示すことなく不明としているが、申立期間は適用事業所として記録管理がなされていない期間であることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和20年9月18日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を200円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年7月12日から同年9月18日まで

ねんきん特別便で夫の厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、申立期間が空白となっていることが分かったが、夫は、昭和12年にA社に入社し、45年に退職するまで継続して勤務していた。夫は永年勤続により会社から慰安旅行に連れて行ってもらったこともあり、空白期間があるのは納得できないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立では、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している労働者名簿により、申立人が昭和12年3月から45年10月まで同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人が申立期間にA社のどの事業所に勤務していたかについては、これを確認できる資料は無いが、申立人の妻が、「記憶は不確かであるものの、夫は終戦前後の時期には、A社B支店のあるC県で仕事をしていた。」としている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間にA社に継続して勤務し(昭和20年9月18日に同社B支店から同社D支店に異動。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与か

ら控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和20年6月の社会保険事務所の記録から、200円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行った否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

愛知厚生年金 事案1607

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和40年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年12月26日から40年5月1日まで

私は、昭和37年に現地雇用としてA社B支店に雇用された後、申立期間においては、C県で国道の除雪作業の工事に従事していたが、年金記録を確認したところ、同社B支店の資格喪失日が39年12月26日、同社本社の資格取得日が40年5月1日とされ、申立期間の記録が無いことが分かった。

申立期間については、間違いなくA社B支店に勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している人事記録及び同僚の証言から判断して、申立人が同社に継続して勤務し（昭和40年5月1日に同社B支店から同社本社に異動。）、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和39年11月の社会保険事務所の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行った否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日及び同社C支店における資格取得日に係る記録を昭和23年8月6日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,200円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年8月6日から24年3月1日まで

私は、昭和16年にA社に入社し、その後、何度か転勤をしたが、53年3月30日に定年退職するまで継続して勤務していた。

しかし、社会保険事務所で厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、A社B支店から同社C支店に異動した際の申立期間については、厚生年金保険の被保険者ではないことが分かった。

A社の在籍期間証明書があるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録及び同社の証言により、申立人が同社に継続して勤務し（昭和23年8月6日に同社B支店から同社C支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和24年3月の社会保険事務所の記録から、7,200円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、社会保険事務所の記録によれば、申立人と同日の昭和24年3月1日にA社C支店で厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚のうち、社会保険庁のオンライン記録で

前職が確認できる11人中10人に申立人と同様の事象が見受けられ、これら全員について社会保険事務所が事業所の届出を誤って記録したとは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る23年8月から24年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成元年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年9月30日から同年10月1日まで

私は、昭和63年7月1日にA社に入社し、平成元年9月30日に退職するまで継続して勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、同社の資格喪失日が同年9月30日とされていることが分かった。

本来ならば平成元年10月1日が資格喪失日となるはずなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された在籍証明書及び雇用保険の記録から判断して、申立人が申立てに係る事業所に平成元年9月30日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成元年8月の社会保険事務所の記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業所は保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を平成元年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年9月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として誤って届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛知厚生年金 事案1610

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和52年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年5月28日から同年6月1日まで

私は、ねんきん特別便の内容を確認したところ、A社の厚生年金保険被保険者記録が2か月であるところ、1か月になっていることを知った。給与明細書にあるとおり、間違いなく2か月分の厚生年金保険料を支払っている。審議の上、記録を訂正し、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与明細書及び総務担当者の証言により、申立人がA社に昭和52年5月31日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額及び昭和52年4月の社会保険事務所の記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、厚生年金保険の記録における資格喪失日が雇用保険の記録における離職日の翌日の昭和52年5月28日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が記録を誤ったとは考え難いため、事業主は同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年2月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年2月から50年3月まで

私たち夫婦の国民年金の記録では、昭和50年度から国民年金保険料の納付が始まっているが、昭和49年に引っ越ししたことをきっかけとして国民年金に加入し、保険料を納め始めたように記憶している。いつごろ届いたか定かではないが、国民年金の書類が届いたので、引っ越し後に落ち着いてから手続をして保険料を支払った。

その書類には、現在、保険料が未納であること、今後、保険料を納付すれば年金受給のために必要な最低限の加入年数25年は満たせること、さらに、長期間の未納分をさかのぼって納付できることが記載され、そのための納付書が入っていたように記憶していたが、定かではない。

しかし、平成19年12月に特例納付に関する新聞記事を見て、このことであったとの確信を持った。

昭和41年から50年までの何年分なのか、また、金額や納付場所、誰が納めたのかも全く覚えていないが、申立期間が未納とされているのは納得がない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付について、納付した金額、納付した期間、納付場所のほか、誰が納付したのかについても全く記憶が無いとしており、申立期間の保険料が納付されたことをうかがい知ることは困難である。

また、申立人は「昭和49年の引っ越しをきっかけとして国民年金加入手続を行い、昭和50年度の保険料を納め始める前に申立期間の国民年金保険料を一括でさかのぼって特例納付したはずだ。」と主張しているが、社会保険庁が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番

号は51年11月に夫婦連番で払い出されており、この時期を基準とすると、申立人は直近に実施されていた第2回特例納付（49年1月から50年12月まで実施。）の終了後、国民年金被保険者資格取得手続を行ったものとみられるため、同特例納付によって申立期間の保険料を納付することは不可能であり、申立期間の保険料を特例納付したとする申立人の主張には合理性が認められない。

さらに、申立人は、「国民年金の加入手続をする前に郵送により届いた国民年金に関する書類には、現在、保険料が未納であること、保険料を今後納付したとすると加入年数が年金受給のために最低限必要な加入年数25年を満たすこと、さらに、長期間の未納分をさかのぼって一括納付できることが記載され、そのための納付書が入っていたように記憶している。」としており、この納付書により特例納付したと主張しているが、特例納付は、本来、納付する期間と納付金額等を本人と相談した上で、社会保険事務所又は区役所から納付書が発行されるものであり、相談すること無く一方的に送付されるものではないところ、申立人は、社会保険事務所又は区役所において特例納付の相談をした記憶が無く、申立人が納付したとする保険料に係る記憶は、申立期間の保険料を特例納付したものであったとは考え難い。

加えて、社会保険庁が保管する国民年金被保険者台帳によると、申立人は、昭和52年1月から同年3月までの保険料を同年8月27日に過年度納付した上で、50年4月から51年3月までの保険料を53年5月4日に過年度納付したことがうかがわれることから、国民年金に係る書類に同封の納付書により保険料を納付したとする申立人の主張、及び過年度保険料の納付書は納付する期間等について相談すること無く送付されることがあり得ることを考え合わせると、申立人は、実際に上記過年度納付した時の記憶を申立期間の保険料を特例納付したものとして混同している可能性も否定できない。

その上、申立人が、第3回特例納付（昭和53年7月から55年6月まで実施。）により申立期間の保険料を納付したとすると、その場合の保険料額は夫婦二人分で101万6,000円と高額となるが、この場合、納付金額や納付場所等について、夫婦二人共記憶に無いのも不自然である。

このほか、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から50年3月まで

私たち夫婦の国民年金の記録では、昭和50年度から国民年金保険料の納付が始まっているが、昭和49年に引っ越ししたことをきっかけとして国民年金に加入し、保険料を納め始めたように記憶している。いつごろ届いたか定かではないが、国民年金の書類が届いたので、引っ越し後に落ち着いてから手続をして保険料を支払った。

その書類には、現在、保険料が未納であること、今後、保険料を納付すれば年金受給のために必要な最低限の加入年数25年は満たせること、さらに、長期間の未納分をさかのぼって納付できることが記載され、そのための納付書が入っていたように記憶していたが、定かではない。

しかし、平成19年12月に特例納付に関する新聞記事を見て、このことであったとの確信を持った。

昭和38年から50年までの何年分なのか、また、金額や納付場所、誰が納めたのかも全く覚えていないが、申立期間が未納とされているのは納得がわからない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付について、納付した金額、納付した期間、納付場所のほか、誰が納付したのかについても全く記憶が無いとしており、申立期間の保険料が納付されたことをうかがい知ることは困難である。

また、申立人は「昭和49年の引っ越しをきっかけとして国民年金加入手続を行い、昭和50年度の保険料を納め始める前に申立期間の国民年金保険料を一括でさかのぼって特例納付したはずだ。」と主張しているが、社会保険庁が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番

号は51年11月に夫婦連番で払い出されており、この時期を基準とすると、申立人は直近に実施されていた第2回特例納付（49年1月から50年12月まで実施。）の終了後、国民年金被保険者資格取得手続を行ったものとみられるため、同特例納付によって申立期間の保険料を納付することは不可能であり、申立期間の保険料を特例納付したとする申立人の主張には合理性が認められない。

さらに、申立人は、「国民年金の加入手続をする前に郵送により届いた国民年金に関する書類には、現在、保険料が未納であること、保険料を今後納付したとすると加入年数が年金受給のために最低限必要な加入年数25年を満たすこと、さらに、長期間の未納分をさかのぼって一括納付できることが記載され、そのための納付書が入っていたように記憶している。」としており、この納付書により特例納付したと主張しているが、特例納付は、本来、納付する期間と納付金額等を本人と相談した上で、社会保険事務所又は区役所から納付書が発行されるものであり、相談すること無く一方的に送付されるものではないところ、申立人は、社会保険事務所又は区役所において特例納付の相談をした記憶が無く、申立人が納付したとする保険料に係る記憶は、申立期間の保険料を特例納付したものであったとは考え難い。

加えて、社会保険庁が保管する国民年金被保険者台帳によると、申立人は、昭和52年1月から同年3月までの保険料を同年8月27日に過年度納付した上で、50年4月から51年3月までの保険料を53年5月4日に過年度納付したことがうかがわれることから、国民年金に係る書類に同封の納付書により保険料を納付したとする申立人の主張、及び過年度保険料の納付書は納付する期間等について相談すること無く送付されることがあり得ることを考え合わせると、申立人は、実際に上記過年度納付した時の記憶を申立期間の保険料を特例納付したものとして混同している可能性も否定できない。

その上、申立人が、第3回特例納付（昭和53年7月から55年6月まで実施。）により申立期間の保険料を納付したとすると、その場合の保険料額は夫婦二人分で101万6,000円と高額となるが、この場合、納付金額や納付場所等について、夫婦二人共記憶に無いのも不自然である。

このほか、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年1月から同年3月までの期間及び42年3月から45年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年1月から同年3月まで
② 昭和42年3月から45年2月まで

昭和51年から53年ごろ、A市役所窓口で「今なら未納分を一括で納付することができ、納付すれば年金をもらえる、納付しなければ年金をもらえない。」との話を聞き、申立期間及び夫の保険料が未納とされていた期間（41年3月から45年2月まで）に係る保険料として一人10万円以上、夫婦分で20万円以上を同窓口において一括で納付した。

申立期間のうち、昭和39年1月から同年3月までについては、元夫の両親から「20歳になったら国民年金に加入しなければいけない。」と言われ、B市で加入し、私を含めて家族4人分の保険料として集金人に納付されたのを見た記憶があったが、一括で納付できるとの話を聞いたころの記録では未納とされていたので、重複納付ではあるが納付した。

当時の私にとって大きな金額であり、苦しい思いをして保険料を納付したため、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁が保管する年金記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和39年8月に払い出されており、このころ申立人は国民年金加入手続を行ったものとみられ、この時期を基準とすると、申立期間①の国民年金保険料は過年度保険料として納付するしか方法は無かったことになる。しかしながら、申立人が当時居住していたB市では過年度保険料の収納は行っておらず、過年度保険料を納付するには、社会保険事務所から郵送された納付書により郵便局で納付する取扱いとされていたことから、申立期間①の保険料について集金人

に納付したとする申立人の主張とは相違する。

また、申立人と国民年金手帳記号番号が連番で払い出されており、申立人が保険料を一緒に納付していたとする申立人の元夫についても、申立期間①は未納とされている上、申立人の国民年金加入手続や保険料納付に係る記憶は曖昧であり、当時の状況をうかがい知ることも困難である。

これらのことから、申立人が申立期間①の保険料について現年度納付又は過年度納付を行ったとは考え難い。

一方、申立期間①及び②の保険料を昭和 51 年から 53 年ごろ一括で納付したとする申立人の主張は、第 3 回特例納付によりこれら期間の保険料を納付したとする趣旨のものと推認できるが、これら期間の保険料を一括で納付した時期に係る申立人の記憶は必ずしも明確ではない。

さらに、申立人は A 市役所窓口で、申立期間①及び②の保険料を一括で納付したとしているが、同市では、同市役所窓口及び同市役所内の金融機関窓口のいずれにおいても、特例納付保険料の収納は行っていなかったとしている。

加えて、申立人は、A 市役所窓口で「今なら未納分を一括で納付することができ、納付すれば年金をもらえる、納付しなければ年金をもらえない。」との話を聞いて、申立期間①及び②の保険料及び申立人の夫の未納期間（昭和 41 年 3 月から 45 年 2 月まで）の保険料を一括で納付したとしているが、申立人及び申立人の夫は、第 3 回特例納付開始時期である 53 年 7 月時点における保険料の納付月数及び年齢からみて、いずれも 60 歳到達まで保険料を継続して納付すれば、年金受給権を満たすことが十分に可能であったことから、申立期間について特例納付を行うまでの必要性は乏しかったものと考えられる上、申立人が一括で納付したとする申立人の夫の上記期間の保険料も未納とされている。

このほか、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる関連資料（確定申告書、家計簿等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年1月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年1月から62年3月まで

私は、厚生年金保険に加入しながら国民年金にも加入できると思っていたため、厚生年金保険の加入期間である昭和58年9月から62年3月までの期間を含め、国民年金保険料を納付していた。58年9月から60年12月までの保険料は、平成5年か6年ごろに国庫金振込通知書が送付されてきたが、申立期間の保険料の還付は受けていないので、還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁及びA市の記録によると、申立人は、昭和50年12月28日に任意加入者として国民年金被保険者資格を取得し、厚生年金保険被保険者期間中（58年9月から平成13年12月まで）の昭和61年5月17日に国民年金被保険者資格喪失手続きが行われており、その際、申立人の国民年金被保険者資格喪失日はさかのぼって58年9月12日とされていることが確認できることから、この時点において、申立期間は国民年金未加入期間となる。

また、申立人は、平成5年ごろになってから還付請求を行い、5年か6年ごろに国庫金振込通知書が届いたとしているが、社会保険庁の記録を見ると、「決議昭和61.7.5 過誤納期間 昭58.9—昭60.12 金額176,110円」と記載され、申立人が所持する国庫金振込通知書は昭和61年7月18日付けで申立人に送付されていることが確認できる。このことから、国民年金被保険者資格喪失手続きが行われた時点で、前述のとおり、国民年金保険料が納付されていた期間に厚生年金保険被保険者期間があることが判明し、この期間の国民年金保険料を国民年金被保険者資格喪失日手続日から約2か月後に申立人に還付したものとみられ、申立人の国民年金被保険者資格喪失日手続後の還付事務処理に不自然さは見受けられない上、申立人が国民年金被保険者資格喪失日手続後に保険料を

納付したとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年9月から2年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年9月から2年10月まで

平成元年9月に会社を退職後、国民健康保険と国民年金に加入するために妻と共にA市B区役所C支所に行き、妻が私の国民年金の加入手続と妻の種別変更手続をした。その後、区役所から送られてきた納付書で妻が夫婦二人分の保険料を同支所で納付した。申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す資料は無いが、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年9月に会社を退職後、申立人の妻が申立人の国民年金加入手続を行い、申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料を納付したとしているが、社会保険庁の記録によれば、申立人は、昭和57年2月21日に厚生年金保険被保険者資格取得に伴い、同日に国民年金被保険者資格を喪失したとされており、その後、国民年金被保険者資格を取得した形跡は無く、このことは申立人が所持する年金手帳の国民年金の記録欄の記載内容とも一致する。このため、申立人は、申立期間において国民年金未加入となり、申立人の妻が申立人の保険料を納付したとは考え難い。

また、申立期間においては、申立人の妻は、申立人の国民年金加入手続と同時に自身の第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続をし、第1号被保険者となったとしているが、社会保険庁の記録によれば、申立人の妻の第1号被保険者への種別変更手続は、平成8年2月5日に国民年金第3号被保険者に係る特例届出をした際に、さかのぼって行われたことが確認できる。このため、申立人は、申立人の妻が申立期間の夫婦二人分の保険料を納付したと主張しているが、前述のとおり、申立人は申立期間においては国民年金未加入であり、申立人の妻も第3号被保険者であったことから、申立人の妻が申立期間

の夫婦二人分の保険料を納付したとは考え難い。

さらに、申立人の妻は、申立期間の保険料の納付時期及び納付金額についての記憶は曖昧^{あいまい}であり、保険料の納付状況は不明であるほか、申立人の妻も申立期間は未納である。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無く、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる関連資料(確定申告書、家計簿等)も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 1684

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年6月から平成2年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年6月から平成2年9月まで
昭和54年ごろ、A市から国民年金加入の通知が郵送されてきて、私が妻の分と一緒に同市役所で加入手続をした。保険料は、私が同市から送付されてきた納付書により、同市役所で年2、3回夫婦二人分を一緒に納付した。金額については、1回につき夫婦二人分3万円を納付していた時期があったことを覚えている。加入手続や保険料の納付は、すべて私が行っており、申立期間について、妻が納付済みとされているにもかかわらず、私が未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市役所で申立人の妻の分と併せて国民年金加入手続を行ったとしているが、社会保険庁が保管する国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の妻の国民年金手帳記号番号は昭和54年3月28日に払い出されていることが確認できることから、このころに申立人の妻の国民年金加入手続が行われたものとみられる。

しかし、同払出簿には申立人の氏名の記載は無く、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、A市には申立人の国民年金被保険者名簿も残存しないことから、申立人は国民年金に加入していなかったものとみられる。このことは、申立人が、妻は国民年金手帳を2冊所持しているが、自身は国民年金手帳を所持していたことは無いとしていることとも符合する。

また、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 1685 (事案 882 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から62年3月まで

社会保険庁や市役所の記録では、私は昭和62年4月から国民年金保険料を納付したことになっている。国民年金加入手続の詳細は不明であるが、申立期間については、送付された納付書により私が毎月保険料を納付した記憶があるため、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間を含む昭和45年5月から62年3月までの期間に係る申立てについては、申立人の国民年金被保険者資格取得届出日が同年3月20日で、国民年金手帳記号番号払出日が同年4月30日となっていることから、これらの時点を基準とすると、申立期間のうち大半は時効により保険料を納付することはできないこと、また、夫婦二人分の保険料を申立人が集金人に納付したとする58年7月以降の期間については、納付状況に係る申立人の記憶が不明確である上、申立人の妻も未納であること等から、既に当委員会の決定に基づく平成20年12月25日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てにおいて、申立人は、申立期間を短縮し、集金人ではなく、送付された納付書により国民年金保険料を納付したと主張しているが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年7月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年7月から45年3月まで

私が20歳を迎えたころ、国民年金の加入案内が送付されたので、A市B区役所C支所で加入手続した。保険料は毎月自宅を訪れる集金人に納付していたが、国民年金手帳は無かった。しかし、社会保険事務所に確認したところ、申立期間が未納とされている上、その直後の昭和45年度及び46年度の保険料はさかのぼってまとめて納付した記録があるとの説明を受けた。私はこのように納付した記憶は無く、申立期間の保険料は当時の集金人が横領し、それを隠蔽^{べい}するために2年分のみ納付として記帳し、それ以前の記録が未納とされてしまったと考える。これらのことから、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳を迎えたころにA市B区役所C支所で国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年9月に同区で払い出されており、国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査しても、申立期間に同区で申立人に対し国民年金手帳記号番号が払い出された記載は見当たらない。申立人は、申立期間当時から48年8月まで同区から転出したことは無いなど、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が所持する国民年金手帳の発行日は昭和47年9月25日であり、A市が保管する申立人の被保険者名簿には、申立人の資格取得届出日は同日で、その際に申立人が20歳になった41年7月にさかのぼって資格取得したこと、資格取得届後の48年1月に昭和45年度及び46年度の保険料を過年度納付し

たことが記載されている。

以上のことから、申立人の国民年金加入手続は昭和47年9月に行われたものと推認され、申立期間当時には未加入であったことから、保険料を納付することはできなかったと考えられるほか、加入手続が行われた時点では、申立期間の保険料は時効により納付することはできない。

さらに、申立人は、申立期間当時には国民年金手帳を受領しておらず、保険料は毎月集金人に納付していたとしているが、A市では、申立期間当時には、国民年金手帳による印紙検認方式で保険料を集金しており、集金人の集金頻度は3か月ごとであったとしている。このことは、申立期間当時に申立人と同居し、保険料が納付済みと記録されている申立人の育ての親の息子（以下「義兄」という。）の国民年金手帳の申立期間当時の欄に、ほぼ3か月ごとに集金人のものとみられる検認印が押されていることとも符合し、申立人の主張と相違する。

加えて、申立人と同時期に国民年金保険料を納付していたとする申立人の義兄に聴取しても、「申立期間当時の保険料の納付は私の妻が行っており、私の妻は死亡しているため、保険料の納付状況の詳細については分からない。」としている。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年11月から平成元年6年までの期間及び同年8月から同年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 11 月から平成元年 6 月まで
② 平成元年 8 月から同年 11 月まで

私は、昭和 63 年 11 月に元夫と離婚し、A 市から B 市へ住所変更したことにより自動車学校を平成元年 3 月に退校した。その際に、自動車学校退校精算払戻金として 13 万円ぐらいを受け取った。国民年金保険料はしばらく納付していなかったため、無理をしてでも納付した方がよいと思い、その精算払戻金で、まとめて納付した記憶がある。詳細についての記憶は無いが、申立期間について納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自動車学校の退校精算払戻金（約 13 万円）により、未納としていた申立期間の国民年金保険料を一括納付したとしているが、納付時期、納付場所、納付方法及び納付金額についての記憶は無い。

また、B 市の申立人の被保険者記録では、申立期間のほか、社会保険庁の記録では納付済みとされている平成元年 7 月及び申立期間直後の同年 12 月から C 市へ転居する直前の 3 年 4 月までの国民年金保険料も未納と記録されている。社会保険庁の記録では、このうち、元年 7 月の保険料は 3 年 8 月に充当処理により納付されたものであり（第 3 号被保険者期間である 3 年 6 月の保険料が納付されていたため、これを元年 7 月に充当。）、3 年 4 月の保険料は現年度納付で、いずれも C 市へ転居後に納付したものと考えられる。残る元年 12 月から 3 年 3 月までの保険料も同市へ転居後に過年度納付したものと推認され、当該期間の保険料額は 13 万 2,800 円で、申立人が受領した自動車学校の退校精算払戻金とほぼ合致すること、及び申立人は、未納保険料を一括納付したの

は1回のみと記憶していることから、申立人が記憶する保険料納付は、当該過年度納付であったと考えるのが自然である。

さらに、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年7月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年7月から42年3月まで

私は、公社を退職した昭和40年7月に、A市B区役所で国民年金の加入手続を行った上、保険料の1か月分である400円をその場で納付した。その後も郵便局で毎月納付し、国民年金手帳にその都度領収印をもらっていた記憶があり、申立期間について納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年7月に、A市B区役所で国民年金の加入手続を行ったとしている。

しかし、社会保険庁の記録では、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和44年6月に払い出されたものであり、申立人は申立期間当時から婚姻(45年6月)までA市B区から転居したことは無いとしているなど、申立期間当時に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。このことから、申立人の国民年金加入手続は44年6月ごろに行われ、その際に、共済組合を脱退した40年7月にさかのぼって資格取得したものと推認され、申立期間当時には未加入であったことから、保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

また、申立人の国民年金加入手続が行われたと推認される時点より以前の期間である昭和42年度及び43年度の保険料は納付済みと記録されている。これは、加入手続時点で時効とならず納付可能な期間の保険料を過年度納付したものと考えられ、それ以前の期間である申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、加入手続時に、申立期間の国民年金保険料の1か月分として400円を納付し、その後は郵便局で毎月400円納付していたとしているが、

申立期間の保険料は月額 100 円から 200 円である上、A 市において郵便局での納付が可能となったのは昭和 50 年度からであり、申立人の記憶には不確かな点が見受けられる。

加えて、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から42年3月まで

私たち夫婦は、昭和37年ごろにA市B区に居住していた時、自宅に来た女性集金人を通して国民年金の加入手続を行った。最初の保険料を納付した時に領収書を受け取り、しばらく経ってから集金人から国民年金手帳をもらい、私が夫婦二人分の保険料を3か月ごとに納付していた。1か月の保険料は100円か200円ぐらいで、国民年金手帳に印紙を貼^はってもらっていた。同市C区へ転居後も納付していた。検認印が押された国民年金手帳を紛失してしまったが、納付していたので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和37年ごろに、A市B区で申立人夫婦の国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は連番で、43年11月に同市C区で払い出されており、申立人夫婦の国民年金手帳の発行日は同年10月22日と記載されている。国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査しても、同市B区で申立人夫婦に国民年金手帳記号番号が払い出された記載は無く、申立期間当時に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。このため、申立人夫婦の国民年金加入手続は同年10月ごろに行われたものと推認され、申立期間当時は未加入であったことから、保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

また、申立人は、国民年金に加入してからは、集金人に3か月ごとに保険料を納付し、申立期間当時も検認印を押した国民年金手帳を所持していたとしているが、申立期間当時から国民年金手帳を所持し、保険料を納付していたので

あれば、昭和 43 年 10 月に改めて国民年金手帳が発行されることは無いと考えられる。

さらに、申立人夫婦共に、昭和 43 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料を同年 11 月に納付し、その後、申立期間直後の昭和 42 年度の保険料を 44 年 9 月に過年度納付したことが、申立人夫婦の国民年金手帳及び領収書により確認できる。このことは、37 年ごろに加入してからは 3 か月ごとに集金人に納付していたとする申立人の説明と相違しており、申立人夫婦は加入手続を 43 年 10 月に行った後に、それ以前の保険料をまとめて納付したと考えるのが自然である。

加えて、申立人夫婦の国民年金加入手続が行われたと推認される時点では、申立期間のうち、昭和 41 年 7 月から 42 年 3 月までの保険料を過年度納付することが可能であったが、申立人は、昭和 42 年度の保険料を過年度納付したことについての記憶も無いなど、当該期間の保険料が過年度納付されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

このほか、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から42年3月まで

私たち夫婦は、昭和37年ごろにA市B区に居住していた時、自宅に来た女性集金人を通して国民年金の加入手続を行った。最初の保険料を納付した時に領収書を受け取り、しばらく経ってから集金人から国民年金手帳をもらい、私（申立人の妻）が夫婦二人分の保険料を3か月ごとに納付していた。1か月の保険料は100円か200円ぐらいで、国民年金手帳に印紙を貼^はってもらっていた。同市C区へ転居後も納付していた。検認印が押された国民年金手帳を紛失してしまったが、納付していたので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、昭和37年ごろに、A市B区で申立人夫婦の国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は連番で、43年11月に同市C区で払い出されており、申立人夫婦の国民年金手帳の発行日は同年10月22日と記載されている。国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査しても、同市B区で申立人夫婦に国民年金手帳記号番号が払い出された記載は無く、申立期間当時に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。このため、申立人夫婦の国民年金加入手続は同年10月ごろに行われたものと推認され、申立期間当時は未加入であったことから、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、申立人の妻は、国民年金に加入してからは、集金人に3か月ごとに保

険料を納付し、申立期間当時も検認印を押した国民年金手帳を所持していたとしているが、申立期間当時から国民年金手帳を所持し、保険料を納付していたのであれば、昭和43年10月に改めて国民年金手帳が発行されることは無いと考えられる。

さらに、申立人夫婦共に、昭和43年4月から同年12月までの国民年金保険料を同年11月に納付し、その後、申立期間直後の昭和42年度の保険料を44年9月に過年度納付したことが、申立人夫婦の国民年金手帳及び領収書により確認できる。このことは、37年ごろに加入してからは3か月ごとに集金人に納付していたとする申立人の妻の説明と相違しており、申立人夫婦は加入手続を43年10月に行った後に、それ以前の保険料をまとめて納付したと考えるのが自然である。

加えて、申立人夫婦の国民年金加入手続が行われたと推認される時点では、申立期間のうち、昭和41年7月から42年3月までの保険料を過年度納付することが可能であったが、申立人の妻は、昭和42年度の保険料を過年度納付したことについての記憶も無いなど、当該期間の保険料が過年度納付されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

このほか、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 1611

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 11 月ごろから 29 年 2 月 1 日まで
② 昭和 30 年 2 月 1 日から同年 11 月ごろまで

私は、昭和 28 年 11 月ごろから 30 年 11 月ごろまで A 社に勤務していたが、申立期間①及び②の期間は、厚生年金保険被保険者記録が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、社会保険事務所の記録によると、A 社は、昭和 29 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、社会保険事務所が保管している A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)によると、申立人は、同社が適用事業所となった日に、事業主及び同僚 14 人とともに厚生年金保険の被保険者資格を取得(健康保険整理番号 B 番)していることが確認できる。

申立期間②については、当該期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得した同僚 4 人は、既に死亡しているか連絡先不明のため、申立人の当該期間における勤務実態について確認できない上、申立人は、当該 4 人の同僚の名前について記憶していない。

さらに、A 社は、昭和 57 年 1 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所を全喪し、商業登記簿謄本によると、平成元年 12 月 4 日に解散登記されており、申立期間①及び②に係る人事記録や賃金台帳等を確認できない上、当時の同社の役員 4 人は、既に死亡しているか連絡先不明のため、申立てに係る事実を確認することができない。

このほか、申立期間①及び②について厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 1612

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 12 月 29 日から 51 年 1 月 21 日まで

社会保険庁の記録では、A社B支店での厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和 50 年 12 月 29 日、C社での同資格の取得日は 51 年 1 月 21 日とされており、この間は無資格期間となっている。

しかし、私は、国民年金、厚生年金保険を通じて今まで一度も保険料の未納は無いので、申立期間についても、A社B支店かC社のどちらかで厚生年金保険に加入して保険料を納付していたはずである。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人のA社における雇用保険の離職日は昭和 50 年 12 月 28 日であり、同社B支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失日が同年 12 月 29 日であることと合致している。

また、申立人と同じく 12 月 29 日（昭和 50 年代の他の年）に厚生年金保険被保険者資格を喪失している同僚 2 人は、いずれも「多分、仕事納めの日に退職したと思う。」としていることから、申立人についてもA社B支店の仕事納め日である 12 月 28 日に退職したものと考えるのが自然である。

さらに、当該 2 人の同僚のうち、1 人が提出した給与明細書のメモによれば、退職月である 12 月の厚生年金保険料が給与から控除されていないことが確認できる。

加えて、A社を買収したD社では、申立期間当時の資料は保存していないとしているため、申立人のA社B支店における在籍記録、厚生年金保険の取扱いについては確認できない。

2 C社の記録によれば、申立人の入社日及び厚生年金保険被保険者資格取得

日は、いずれも昭和 51 年 1 月 21 日であり、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者原票に記載されている資格取得日と一致している。

また、企業年金連合会が保管している C 厚生年金基金に係る資料によれば、申立人の同基金加入日も昭和 51 年 1 月 21 日であることが確認できる。

さらに、申立人の C 社における雇用保険の資格取得日も昭和 51 年 1 月 21 日である。

- 3 このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無く、保険料控除に係る申立人の記憶も曖昧である。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 1613

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 8 月 7 日から 60 年 4 月 16 日まで

私は、A社に昭和 48 年 8 月から 60 年 4 月まで勤務していた。ねんきん特別便が来て、B 社会保険事務所に照会したところ、実際に受けていた報酬の半額程度が標準報酬月額として記録されていた。今は事業所も存在せず、手元に給与支払明細書、源泉徴収票等も無いが、56 年に住宅建設資金借入申込書に添付した同社の給与証明書があるので、申立期間について、倍額程度の標準報酬月額であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したA社の給与証明書（住宅建設資金借入申込書添付資料）の写しによれば、申立人の昭和 56 年 1 月における給与支給総額は 20 万 7,000 円であり、申立人が主張するとおり、同年 1 月における社会保険庁の記録上の標準報酬月額 8 万 6,000 円よりも高い額となることを確認できる。

しかし、A社は昭和 61 年 6 月に全喪しており、事業主も既に死亡しているため、申立てに係る事実を確認できない。

また、当時のA社で事務を担当していた者は 88 歳と高齢で、「当時のことは不明。」と回答している上、当時の経理担当の取締役は、「会計事務所の所長が税務、社会保険等経理全体を管理していた。」と回答しているものの、当該会計事務所の所長は既に死亡しており、当該会計事務所を継承した税理士事務所の所長は、「A社について、既に解散して書類の保管期間 7 年を経過しているので不明。」と回答している。

さらに、社会保険庁が保管しているA社の厚生年金保険被保険者全員（26 人）の記録のうち、社長、取締役及び被保険者期間の長い同僚（10 人）の標

準報酬月額をみると、いずれの標準報酬月額も申立人とおおむね同額であることが確認できる。

加えて、申立人は、「給与は現金でもらっていたが、明細書はメモ程度のものであったので、保険料控除についての記載があったか否かも不明である。」とし、厚生年金保険料の控除に係る記憶も曖昧^{あいまい}である。

このほか、申立人がその主張する給与支給額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案1614

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年8月ごろから31年6月以前まで
② 昭和32年5月10日から39年8月1日まで

私は、昭和30年8月ごろから31年6月以前までA社B支店で勤務していた。厚生年金保険料が給与から控除されていたかどうかは覚えていないが、勤務していたことは確かなので調査をしてほしい。

また、昭和32年5月10日から40年10月25日までC社で勤務していた際に、給与明細書は残っていないが、厚生年金保険料は給与から控除されていたはずであり、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、申立期間当時のA社B支店での作業内容を具体的に記憶しており、同支店で厚生年金保険被保険者記録のある当時の同僚が証言する作業内容と一致していることから、期間は特定できないものの、申立人が同支店内でその主張する作業に従事していたことは推認できる。

しかし、A社本社は、「申立期間当時は、すべての者について厚生年金保険の被保険者資格を取得させていたのではなく、坑内で働いていた者については正社員として厚生年金保険の被保険者資格を取得させていたが、坑外で働いていた大半の者については取得させていなかった。申立人が坑外でトンネル工事に従事していたとすれば、正社員ではなく、厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかったと思われる。」としている。

また、A社本社及び同社B支店は、申立期間当時の資料は残っていないとしており、申立人の同社B支店における在籍記録、厚生年金保険の取扱い等については確認できない。

さらに、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認

できる関連資料及び周辺事情は無く、保険料控除に係る申立人の記憶も曖昧^{あいまい}である。

加えて、社会保険事務所が保管しているA社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、申立期間①において健康保険整理番号に欠番も無い。

- 2 申立期間②について、申立人の妻の姉及び申立人の親族の証言により、申立人が少なくとも妻の姉が再婚した昭和34年8月ごろにはC社で勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険庁の記録によれば、C社は、昭和39年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②の当時は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、昭和37年ごろにC社に入社したとする同僚は、「入社した当時はC社自体が厚生年金保険に加入しておらず、厚生年金保険料も引かれていなかった。入社2年後ぐらいに、会社から社会保険に加入する旨の話があった。」としている。

さらに、C社は、申立期間当時の資料は残っていないとしており、申立人の同社における在籍記録、厚生年金保険の取扱い等については確認できない。

加えて、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 3 これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 1615

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 2 月 1 日から同年 10 月 31 日まで
A社における平成 7 年 2 月 1 日から同年 10 月 31 日 (資格喪失) までの厚生年金保険の標準報酬月額は 47 万円のはずであるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、47 万円と記録されていたことが確認できるところ、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日 (平成 7 年 10 月 31 日) より後の同年 11 月 8 日付けで同年 2 月 1 日まで遡^{そきゅう}及して、9 万 2,000 円に減額訂正されていることが確認できる。

しかし、申立人は、申立期間当時、A社の取締役として同社に勤務し、厚生年金保険の被保険者であったことが社会保険庁の記録及び同社の商業登記簿謄本により認められるところ、申立人は、「当時は、会社の経営が思わしくなく、平成 7 年 10 月 31 日に不渡りを出した。厚生年金保険料の支払ができなくなったことから、社会保険事務所の職員が、私の標準報酬月額を下げたことにして、支払えない保険料に充当した。」と証言している。

また、申立人は、入院していた代表取締役 (申立人の兄) に代わって、「A社の代表者として書類に判を押した。」と証言していることから、申立人は、当該標準報酬月額の減額訂正に同意していたものと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表者として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に同意しながら、当該標準報酬月額の訂正処理の無効を主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 1616

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年1月5日から43年10月1日まで
申立期間当時、A社に勤務していたことを証明できる社員証の写しがあるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された講習修了証により、申立人が、昭和36年1月5日にA社に採用されたことは認められる。

しかしながら、A社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書により、申立人が昭和43年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を同社が社会保険事務所に提出し、同年10月9日付けで受理されたことが確認できる。

また、A社は、「被保険者資格を取得させる前の申立期間について、申立人の給与から保険料は控除しておらず、納付もしていない。」と回答している。

さらに、申立人は、雇用保険についても、昭和43年10月1日資格取得の記録が確認できるとともに、申立期間に係る被保険者記録は存在しない。

加えて、A社に係る社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、昭和35年10月1日から43年9月30日までの間に申立人の名前は無く、健康保険の整理番号に欠番も見られない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 1617 (事案 423 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年2月20日から26年7月12日まで

私はA社を退職後、昭和25年2月20日から43年9月20日までB社に勤務していたが、申立期間について厚生年金保険被保険者記録が無いので、当該期間について、被保険者として認めてほしいとして年金記録確認の申立てをしたところ、平成20年10月20日付けで総務省中部管区行政評価局長から年金記録の訂正は必要でないとする通知文書もらった。

しかし、申立期間について、厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できず、新たな資料としてB社における表彰状を提出するので、再度、調査し、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、社会保険事務所の記録により、申立人が勤務していたB社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和26年7月12日からであり、申立期間は適用事業所ではなかったことが確認できるほか、同僚の一人が、「申立期間当時のB社はC社の特約店であったが、金銭的に苦しかった。自分は、申立期間中に入院したことがあるが、健康保険被保険者証は無かった。」と証言しており、申立内容に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成20年10月20日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、新たな資料として表彰状を提出しているところ、当該表彰状により、申立人がB社に勤務していたことは推認できるものの、当該表彰状は、保険料控除の事実を示す資料ではなく、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

このほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 7 月 25 日から平成元年 10 月 1 日まで
私は、A社に入社してからほとんど給与は変わらなかったが、社会保険庁の記録では昭和 63 年 7 月から平成元年 9 月までの期間の標準報酬月額は 16 万円で、同年 10 月以降は、34 万円から 38 万円となっている。申立期間の標準報酬月額について納得がいかないので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得時決定のメモを保管しており、当該メモには、標準報酬月額が16万円と記載されており、「申立人の給与から標準報酬月額16万円に相当する厚生年金保険料を給与から控除していた。」と回答している。

また、申立人から提出を受けた昭和63年7月から同年12月までの給与明細書によると、申立人は当該期間において、16万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を給与から控除されていたことが確認できるところ、当該保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険庁に記録されている標準報酬月額は一致する。

さらに、申立人の標準報酬月額は、平成元年10月の定時決定により、16万円から36万円に変更されているが、昭和63年11月に入社した男性同僚2人についても、それぞれ標準報酬月額15万円及び14万2,000円で厚生年金保険被保険者資格取得時決定されている上、平成元年8月の随時改定で標準報酬月額が約2倍になっており、同僚の標準報酬月額と申立人の標準報酬月額の取扱いについて特段の差異は認められない。

加えて、申立期間のうち、昭和64年1月1日から平成元年9月30日までの期

間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年7月から26年8月1日まで
② 昭和27年5月20日から28年5月まで

私はA社に4年以上勤務していたが、社会保険事務所の記録では9か月しか認められなかったのは、納得できない。同僚にB氏、C氏及びD氏がいた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、昭和29年12月26日に全喪し、商業登記簿にも見当たらず、事業主も既に死亡しているため、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱い等について確認できない。

また、申立期間①のうち、昭和22年7月から25年8月31日までの期間について、社会保険事務所の記録によれば、A社は同年9月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間は、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる上、申立期間①のうち、同日から26年8月1日までの期間及び申立期間②について、社会保険事務所における同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も無いなど、社会保険事務所の事務処理に不自然な点は認められない。

さらに、同僚B氏は、期間は定かでは無いが、申立人がA社に勤務していたことは証言するものの、病気のため記憶が曖昧^{あいまい}で、詳細を確認できず、また、申立人が自分より先に働いていたとする同僚（死亡しており、周辺事情を調査できない。）は、申立人と同じく昭和26年8月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得している上、申立てに係る他の同僚2人は、いずれも厚生年金保険被保険者記録が確認できないことから、当時、同社では、すべての社員について

厚生年金保険の被保険者の資格を取得させていたわけではないことが推認される。

加えて、健康保険厚生年金保険被保険者名簿に名前のある同僚2人（兩人とも連絡先不明で周辺事情を調査できない。）について、申立人と同じく昭和27年5月20日に厚生年金保険被保険者資格を喪失しており、当時、何らかの事情により、A社は厚生年金保険被保険者の資格の喪失の手続を行ったものと推認される。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案1620

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月から同年6月まで

厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社に勤務していた申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。保険料控除を証明できる資料は無いが、同社に勤務していたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶しているA社の業務内容は、申立期間に同社の厚生年金保険被保険者であった複数の者の記憶と符合している上、当該複数の同僚のうち1人が申立人を記憶していることから、申立人が申立期間当時に同社に勤務していたことについては推認できる。

しかし、当該複数の同僚は、記憶している入社時期や勤務期間と厚生年金保険の被保険者記録には相当期間の開きがあるとしており、申立期間当時、同社では、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを必ずしも励行していなかったことがうかがわれる。

また、申立人は同時期に入社した同僚及び上司各1人の姓を記憶しているものの、当該同僚については、A社における厚生年金保険被保険者の中に該当するとみられる者は無く、当該上司については、該当者を特定できないため、申立てに係る事実を裏付ける証言を得ることはできない。

さらに、申立期間にA社が加入していた健康保険組合も申立人の加入記録は無いとしている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案1621

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年6月4日から35年10月1日まで

私は、昭和21年1月から35年10月までA社に勤務していたが、厚生年金保険の記録を確認したところ、23年6月4日に資格喪失し、その後は厚生年金保険被保険者記録が無いことが分かった。

保険料控除を証明できる資料は無いが、申立期間にA社に勤務していたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和23年6月4日以降もA社に継続して勤務していたと主張しているが、申立期間に同社における厚生年金保険被保険者記録が確認できる者9人に確認したが、申立人を記憶している者は無く、申立人の申立期間における同社での勤務実態を裏付ける事情は見当たらない。

また、社会保険事務所の記録及びB社の商業登記簿によると、A社は、昭和29年12月1日にB社との合併に伴い厚生年金保険の適用事業所を全喪するとともに、B社も改めて同一社名のまま、同日付けで厚生年金保険の新規適用事業所となったことが確認できることから、A社全喪時の被保険者100人全員が、B社において被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立人が合併時においてA社に勤務していたとすれば、これらの同僚と同様に、B社において被保険者資格を取得したものと思われるが、B社の被保険者の中に申立人の名前は無い。

さらに、合併後のB社も既に解散しており、申立期間当時の関連資料を得ることはできない上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年4月1日から同年10月1日まで
私は平成15年4月からA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと記憶しているが、厚生年金保険被保険者資格取得日は同年10月1日となっている。
調査をして、資格取得日を訂正し、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保存する雇用契約書及びA社が保存する人事記録により、申立人は申立期間において同社に勤務していたことは確認できる。

しかし、申立人は、申立期間において国民年金及び国民健康保険の被保険者記録（ともに平成14年10月資格取得、15年10月資格喪失。）が確認できる上、申立期間におけるA社での雇用保険の記録も無い。

また、A社の後継会社であるB社が保存する賃金台帳によれば、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていなかったことが確認できる。

さらに、B社は、申立人に係る厚生年金保険の取扱いについて、「賃金台帳により、平成15年10月分の給与から厚生年金保険料の控除が確認でき、申立期間における申立人の被保険者資格取得の届出は行っていなかった。」旨回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案1623

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年5月27日から同年8月1日まで

私は、昭和25年5月27日にA社に入社したが、厚生年金保険被保険者資格取得日が同年8月1日となっているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社から提出された雇入退職者台帳、申立人から提出された健康診断個人票及び感謝状により、申立人は、昭和25年5月27日に同社に入社したことが認められる。

しかし、A社及び同社企業年金基金は、同社における厚生年金保険の手続の状況について、「申立期間当時は、入社後3か月間から1年間の試用期間があり、厚生年金保険被保険者資格は、本採用後に取得させていた。」と回答している。

また、A社及び同社企業年金基金から提出された厚生年金保険加入者名簿によると、申立人は、昭和25年8月1日に被保険者資格を取得した旨の記載となっている。

さらに、A社における複数人の同僚は、いずれも入社から一定期間経過後に厚生年金保険被保険者資格を取得したと証言している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案1624

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年3月17日から42年12月10日まで

私は、A社を退社後、すぐに花屋へ勤務した。

脱退手当金の支給決定日には、花屋で勤務しており、脱退手当金を受け取った記憶も無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の被保険者原票により、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和42年12月10日の前後2年以内に、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した女性被保険者20人(申立人を除く。)について脱退手当金の支給記録を確認したところ、14人に脱退手当金の支給記録があり、その全員が資格喪失日から約3か月以内に支給決定がなされ、このうち3人は支給決定が同一日であることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険の資格喪失日から約3週間後の昭和42年12月28日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案1625

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月1日から43年2月1日まで

私は、脱退手当金制度を承知しておらず、受け取った覚えも無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案1626

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年5月11日から28年5月20日まで
② 昭和28年6月1日から38年3月31日まで

私は、申立期間について、A県B市にあったC社本社と同社D支店での勤務期間に係る脱退手当金を支給されたことになっている。

しかし、支給日とされている昭和40年6月12日は、私がC社を退職してから約2年3か月も後のことであり、また、38年4月には夫の転勤に伴いB市から遠方のE県F市へ転居していることなどから、脱退手当金を受け取った記憶は無い。このため、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りも無いほか、社会保険庁が保管する申立人の被保険者台帳には、申立人に脱退手当金を支給したと記録されている昭和40年6月12日の約2か月半前の同年3月29日に、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案1627

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年9月1日から33年7月21日まで

私は、申立期間については、厚生年金保険の被保険者であるとの認識も無かったことから、当然、脱退手当金を請求するはずもなく、受給した記憶も無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いほか、被保険者台帳には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金は昭和35年11月8日に支給決定されているが、当時は通算年金通則法施行前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったのであるから、申立期間の事業所を退職後、48年11月まで厚生年金保険の被保険者記録が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 5 月 16 日から 32 年 1 月 14 日まで
② 昭和 32 年 2 月 1 日から 34 年 10 月 1 日まで

脱退手当金の支給記録のある昭和 35 年 1 月は実家において、同年 3 月 * 日に結婚するまで一度も A 社のあった B 県には行っていない。脱退手当金を受け取った記憶が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後のページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 34 年 10 月 1 日の前後 2 年以内に資格喪失した者 36 人のうち、受給資格者 20 人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、19 人に支給記録が確認でき、そのうち 16 人が資格喪失日から約 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金通則法施行前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 35 年 1 月 21 日に支給決定されているほか、被保険者台帳には 34 年 11 月 26 日に脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがう。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年1月30日から34年9月3日まで

A社に勤務していた申立期間については、脱退手当金が支給されているため、年金の支給対象期間とならないとされているが、私は脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和34年12月24日に支給決定されているほか、厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがう。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金通則法施行前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったのであるから、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険の被保険者記録が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがう。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。